

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約による工事等(以下「本工事等」という。)の受注者は、個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第2号)その他関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、本工事等に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(工事従事者の明確化)

第3条 受注者は、本工事等に従事する者を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(工事従事者への周知)

第4条 受注者は、本工事等に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、本工事等に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、番号法又は安房郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(工事従事者への監督及び教育)

第5条 受注者は、本工事等に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、本工事等を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、本工事等を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保)

第7条 受注者は、本工事等に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送における安全の確保その他必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本工事等に係る個人情報(特定個人情報を除く。)を本工事等の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 受注者は、いかなる場合においても、本工事等に係る特定個人情報を本工事等の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供制限等)

第9条 受注者は、本工事等の履行に係る個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、受注者が発注者の承諾を得て本工事等の履行に関する工事の一部を第三者（以下「再受注者」という。）に委任し、又は請け負わせる場合であって、あらかじめ、発注者の書面による当該提供の承諾を得ているときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により個人情報を再受注者に提供するときは、個人情報の適正な取扱いに係る必要な措置について、当該受注者と書面により約定しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により行う約定において、再受注者が個人情報を他の者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(持ち出しの禁止)

第10条 受注者は、本工事等処理するために必要な範囲を超えて、受注者が本工事等の履行に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第11条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、本工事等に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(報告義務)

第12条 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について発注者に対して報告しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第13条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(実地調査)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、受注者の本工事等に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。

(個人情報の返還又は処分)

第15条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、本工事等に係る個人情報を、速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第16条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第 17 条 受注者は、本工事等に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。